明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔内閣官房令〕
○経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房六）　一
〔府　令〕
○児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三八）　二
〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七〇）　二
○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産四〇）　三
〔告　示〕
○労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程及び木材加工用機械作業主任者技能講習規程の一部を改正する告示（厚生労働二四三）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則八―一八（採用試験）第三条第四項、第六条第一項及び第二項第一号並びに第八条第三項の規定に基づき、平成二十六年人事院公示第二十二号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一二）　一五
国家試験
平成二十九年度経験者採用試験（係長級（事務））公告（人事院）　一六
平成二十九年度外務省経験者採用試験（書記官級）公告（同）　一七
平成二十九年度国税庁経験者採用試験（国税調査官級）公告（同）　一八
平成二十九年度農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　一九
平成二十九年度国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　二〇
平成二十九年度観光庁経験者採用試験（係長級（事務））公告（同）　二一
平成二十九年度気象庁経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　二二
医師国家試験の施行（厚生労働省）　二三
歯科医師国家試験の施行（同）　二三
航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　二四
平成二十九年度旅行業務取扱管理者試験の公示（観光庁）　二四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
弁理士登録、プログラムの著作物に係る登録、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金解散・清算人就任関係　二六
地方公共団体
行旅死亡人関係　三三
会社その他
会社決算公告　三三

内閣官房令

○内閣官房令第六号

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第百九十二号）第一条第三項、第二条第四項及び別表実務経験等活用官職に係る経験者採用試験の項下欄の規定に基づき、経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成二十九年七月三日　内閣総理大臣　安倍　晋三

経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令（平成二十六年内閣官房令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（実務経験等活用官職） **第二条**　令第一条第三項に規定する実務経験等活用官職として内閣官房令で定める官職は、次に掲げるものとする。 ［一～六　略］ 七　国土交通省の係長の官職のうち、次に掲げる官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの（ロにあっては、第八号及び第九号に掲げるものを除く。） ［イ・ロ　略］ 八　［略］ 九　気象庁の係長の官職のうち、同庁の所掌に係る事務の実施等の業務に主として技術的な知識を活用して従事することをその職務の主たる内容とする官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの（経験者採用試験の種類ごとに内閣官房令で定める知識、能力等） **第四条**　令別表実務経験等活用官職に係る経験者採用試験の項下欄の内閣官房令で定める知識、能力等は、別表の上欄に掲げる競争試験であって同表の中欄に掲げる者ごとに行うそれぞれの採用試験の種類に応じて、同表の下欄に掲げるものとする。	（実務経験等活用官職） **第二条**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　国土交通省の係長の官職のうち、次に掲げる官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの ［イ・ロ　同上］ 八　［同上］ ［号を加える。］ （経験者採用試験の種類ごとに内閣官房令で定める知識、能力等） **第四条**　［同上］